



令和4年度 福岡市男女共同参画推進協議会

令和4年10月13日(木)15:35～
Web会議

次 第

- 1 福岡市男女共同参画基本計画(第4次)の3年度実施状況及び評価について
- 2 審議会等委員への女性の参画促進について

市民局

1 福岡市男女共同参画基本計画(第4次)の3年度実施状況及び評価について

(1)男女共同参画基本計画(第4次)とは

男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方「福岡市男女共同参画を推進する条例」に基づき、施策や市民との共働の取組みなどを総合的、計画的に進めるための基本的な計画で、男女共同参画のまちづくりの「設計図」にあたるもの。

◆ 計画期間:令和3年度～令和7年度まで(5年間)

(2)基本計画(第4次) 重点評価項目

福岡市の現状と課題、国の動き、社会経済情勢の変化等を踏まえ、次の5項目に重点的に取り組む。

- 1 ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発
- 2 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止
- 3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- 4 働く場での女性活躍の推進
- 5 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

(3)第4次基本計画 数値目標の現状値

	数 値 目 標		目標値 (R7年度)	初期値		現状値 (R3年度)
基本目標1	1 男女の固定的な役割分担意識の解消度	女性	80%	76.5%	(令和元年度)	78.8%
		男性	80%	68.2%	(令和元年度)	71.9%
基本目標2	2 配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 (「相談できる窓口を知らない」と回答した人の割合)	女性	10%	20.3%	(平成30年度)	—
		男性	10%	21.0%	(平成30年度)	—
	3 中高生の「デートDV」についての理解度	中学生	50%	20.0%	(平成30年度)	—
		高校生	80%	52.3%	(平成30年度)	—
基本目標3	4 企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認識度		85%	74.7%	(令和元年度)	—
基本目標4	5 企業における女性管理職比率		15%	11.3%	(令和元年度)	—
基本目標5	6 福岡市の審議会等委員への女性の参画率		40%	35.3%	(令和2年8月1日)	36.3%
	7 福岡市役所における女性管理職比率		20%	16.2%	(令和2年5月1日)	17.4%

〔初期値資料〕

- 1 市基本計画の成果指標に関する意識調査
- 2 市政に関する意識調査
- 3 市青少年の意識と行動調査
- 4・5 市女性活躍推進に関する事業所等実態調査
- 6 8月1日現在調査
- 7 5月1日現在調査

(令和4年8月1日)
39.4%

(令和4年5月1日)
19.1%

重点評価項目1

ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発

(主な実施状況)

○アミカス地域支援事業

- ・福岡市男女共同参画推進サポーター派遣事業・男女協応援事業
- ・男女共同参画つうしんの発行

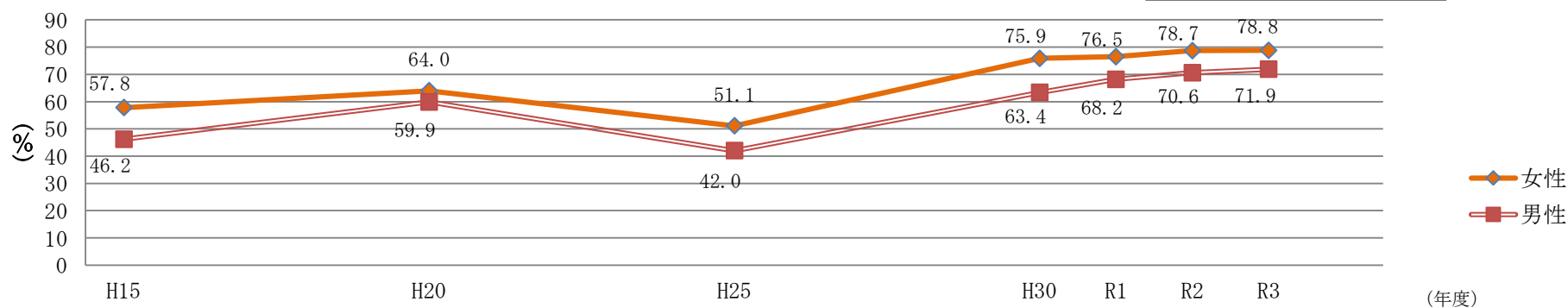
○地域における主体的な取り組みへの支援

- ・福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」及び「シンボルマーク」の広報・周知
- ・各区において、研修や広報物作成等校区へ向けた支援を実施

○女性のためのつながりサポート事業

- ・NPOの知見を活用した、コロナ下で困難や不安を抱える女性に対する相談機会や居場所の提供などの支援（R3.10.22開設）
- ・相談窓口設置（対面・電話・オンライン）
- ・広報カード等配布（市立小中高、大学、公民館、イオン大型店舗他）

○男女の固定的な役割分担意識の解消度



資料：H15・25 男女共同参画社会に関する意識調査
H20 市政に関する意識調査
H30～R3 福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査

審議会 評価・意見

1 ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発

【評価】 おおむね順調

【意見】 事業を実施した場合には、参加者の男女別の内訳も示してほしい。
また、女性のためのつながりサポート事業については、引き続き幅広い情報発信を行うことで、相談しやすい環境整備に努めていただきたい。

重点評価項目2

配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止

(主な実施状況)

- 配偶者等からの暴力（DV）防止のための広報・啓発や相談窓口の周知
 - ・ ホームページへの掲載、配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレットの配布等による広報啓発
 - ・ 市立高校でデートDV防止教育講演会を実施
- DV相談や通報への対応
 - ・ 福岡市配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、男女共同参画推進センター・アミカス等が連携した相談対応の実施
 - ・ 県配偶者暴力相談支援センター及び警察と連携した24時間対応の実施
- 関係機関との連携強化
 - ・ 各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議の実施
 - ・ 「福岡市配偶者等からの暴力防止対策連絡会議」の実施、及び「福岡県配偶者からの暴力防止対策連絡会議」「配偶者暴力相談支援センター連絡会議」への参加

◆福岡市DV相談件数の推移

	アミカス 相談室	区家庭児童 相談室	配偶者暴力相談 支援センター	合計
29年度	609	2,605	389	3,603
30年度	673	2,312	384	3,369
元年度	699	2,142	345	3,186
2年度	547	3,566	382	4,495
3年度	582	3,224	389	4,195

資料：市民局事業推進課、こども未来局こども家庭課

審議会 評価・意見

2 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止

【評価】 おおむね順調

【意見】 より低学年からのデートDVを含むDV防止に向けた講習会等の事業実施を検討するなど、引き続き意識啓発及び相談窓口の周知徹底に努めるとともに、相談しやすい環境整備に努めていただきたい。

重点評価項目3

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(主な実施状況)

○ワークライフバランスの推進

- ・社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画」の認定
- ・男性の育休取得促進セミナーの開催や、「男性の育休取得の手引き」「家事・育児シェアシート」の作成・配布
- ・企業・団体に対して、“「い〜な」ふくおか・子ども週間”への賛同の呼びかけ
- ・働く人の介護サポートセンターにおいて、仕事と介護の両立についての情報提供やアドバイスの実施
- ・「福岡市特定事業主行動計画」に基づく職業生活と家庭生活の両立に向けた取組

○社会貢献優良企業優遇制度 (次世代育成・男女共同参画支援事業)

認定企業数	平成29年度	129
	平成30年度	144
	令和元年度	154
	令和2年度	186
	令和3年度	203

資料：市民局女性活躍推進課

○“い〜な”ふくおか・子ども週間”

賛同団体企業登録数	平成29年度	1,058
	平成30年度	1,074
	令和元年度	1,110
	令和2年度	1,142
	令和3年度	1,158

資料：こども未来局総務企画課

【男性の育休取得の手引き】



【家事・育児シェアシート】



審議会 評価・意見

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【評価】 おおむね順調

【意見】 「男性の育休取得の手引き」など、男性の育児休業取得促進に向けて積極的に取り組んでおり、わかりやすい内容であることについては高く評価できる。

参考となる情報を追加するなど、さらなる内容の充実に向けた検討をお願いしたい。

重点評価項目4

働く場での女性活躍の推進

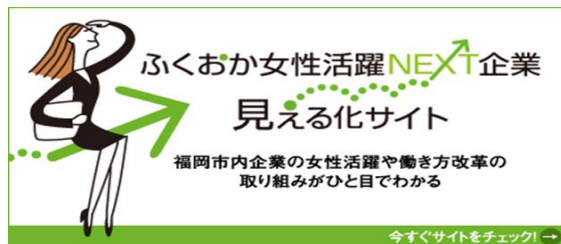
(主な実施状況)

○企業に対する女性活躍の取組み支援

- ・「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」による取組みの見える化を推進
- ・一般事業主行動計画策定支援の実施
- ・ダイバーシティをテーマとした企業向け講演会の実施

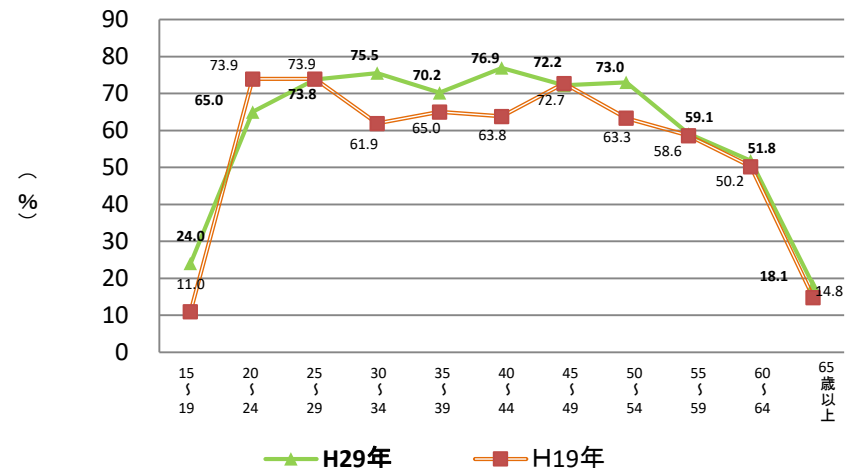
○女性の就業・起業支援

- ・女性のキャリア形成支援セミナーの開催
- ・再就職・起業を目指す女性を支援するセミナーの開催



掲載企業**307**社 (令和4年3月31日現在)

○女性の年齢階級別の有業率
(福岡市の平成19年と平成29年)



資料：総務省平成19.29年就業構造基本調査

審議会 評価・意見

4 働く場での女性活躍の推進

【評価】 おおむね順調

【意見】 女性のキャリア形成支援、女性の起業・就業支援など積極的に実施しているが、より受講者が増えるよう努めていただきたい。

福岡市の企業において、より女性の活躍が進むよう、九州経済連合会など関係団体との連携を検討するなど、尽力していただきたい。

重点評価項目5

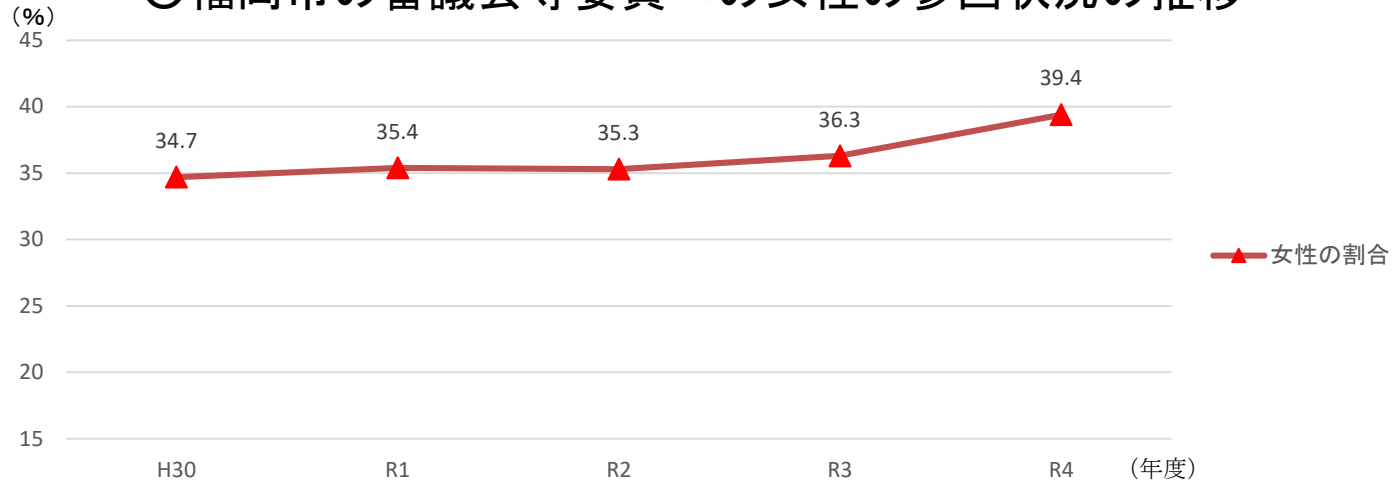
市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

(主な実施状況)

- 「審議会等への女性の参画促進に関する要綱」に基づく、審議会等委員の改選時の事前協議の実施
 - ・改選のおおむね3か月前までに課長級での事前協議の徹底
 - ・団体への効果的な推薦依頼方法のアドバイス等の実施
 - ・審議会等及び協議会等、個別の参画率をホームページで公表

- 「福岡市特定事業主行動計画」に基づく女性職員の活躍推進に向けた取り組み
 - ・キャリア形成に向けた研修の実施
 - ・「パパママ応援講座」の実施
 - ・性別に関わらない能力・意欲に応じた配置、登用
 - ・若手女性職員のキャリア形成に向けた配置

○福岡市の審議会等委員への女性の参画状況の推移



数値目標(令和7年度)
・女性の参画率:40%

○ 令和4年度調査結果のポイント

■ 女性委員の割合が40 %に達している審議会等

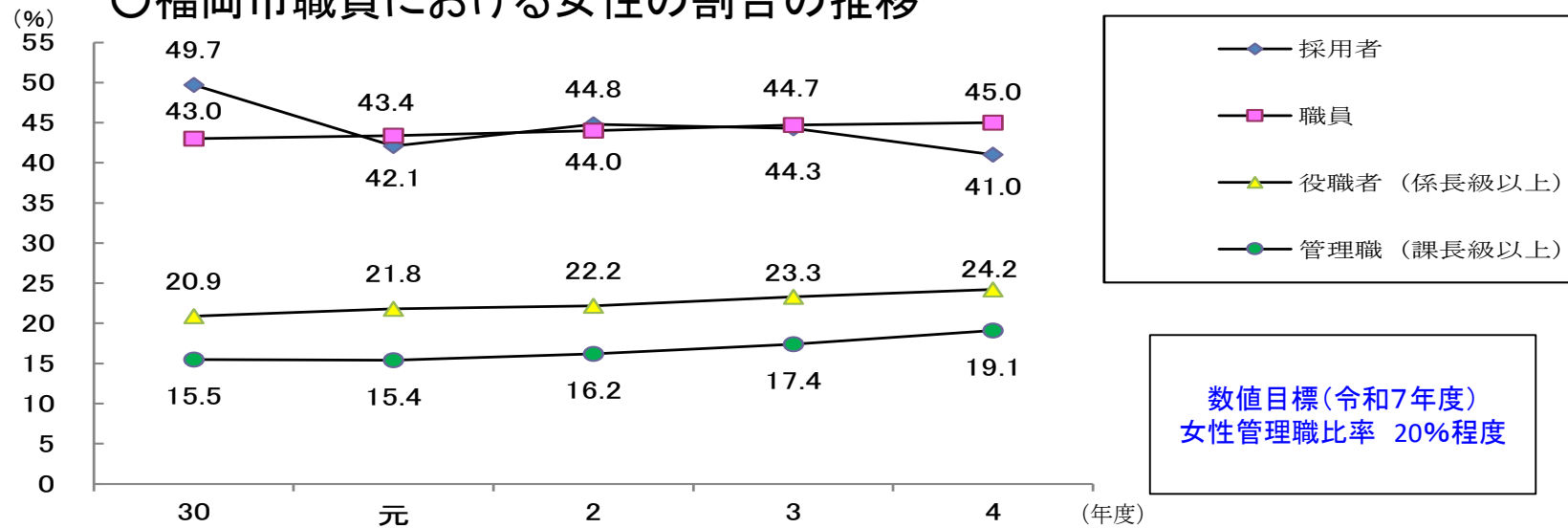
45/68 = 66.2 %

■ 女性委員のいない審議会等

0/68

資料：市民局男女共同参画課

○福岡市職員における女性の割合の推移



数値目標(令和7年度)
女性管理職比率 20%程度

注1：採用者の数は、人事委員会が実施する採用試験（上級、中級及び初級）の一般行政職（ただし、学校事務、文化財専門職及び化学技術は除く）

注2：採用者の数は採用年度ベース。令和4年度については5月1日現在の数

注3：職員及び役職者、管理職の数は5月1日現在の数

注4：職員及び役職者、管理職には旧県費負担教職員を含む。

5 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

【評価】 おおむね順調

【意見】 審議会等委員への女性の参画率については、その改善に向けて引き続き努力していただきたい。
福岡市役所における女性管理職の割合を増やすよう尽力いただきたい。

2 審議会等委員への女性の参画促進について

審議会等委員への女性の参画状況

(令和4年8月1日現在)

所管	名 称	委員数 (人)	女性数 (人)	参画率 (%)	所管	名 称	委員数 (人)	女性数 (人)	参画率 (%)
総務企画局	行政不服審査会	6	3	50.0	農林水産局	農林業振興審議会	22	7	31.8
	政治倫理審査会	11	5	45.5		水産業振興審議会	22	3	13.6
	情報公開審査会	7	2	28.6		博多漁港管理会 ※1	-	-	-
	個人情報保護審議会	11	5	45.5		中央卸売市場開設運営協議会 ※3	-	-	-
	総合計画審議会	25	7	28.0		中央卸売市場市場取引委員会 ※3	-	-	-
	特別職報酬等審議会	10	4	40.0		都市景観審議会	18	8	44.4
	公務災害補償等認定委員会	5	2	40.0		屋外広告物審議会	19	8	42.1
	公務災害補償等審査会 ※1	-	-	-		国土利用計画審議会 ※1	-	-	-
	福岡市職員公務員倫理審査会	5	1	20.0		都市計画審議会	27	6	22.2
財政局	土地利用審査会 ※1	-	-	-	住宅都市局	住宅審議会 ※2	-	-	-
市民局	町界町名整理審議会	17	5	29.4		建築審査会	7	3	42.9
	市民公益活動推進審議会	9	4	44.4		中高層建築物建築紛争調停委員会	6	2	33.3
	交通安全対策会議 ※3	-	-	-		開発審査会	7	4	57.1
	迷惑駐車防止審議会 ※1	-	-	-		地域公共交通会議	8	1	12.5
	防災会議	49	9	18.4		総合交通戦略協議会 ※2	-	-	-
	国民保護協議会 ※1	-	-	-		空家等審議会	7	3	42.9
	消費生活審議会	14	5	35.7		福岡広域都市計画事業員塚駅周辺土地区画整理審議会	10	3	30.0
	男女共同参画審議会	17	10	58.8		港湾空港局	博多港地方港湾審議会 ※2	-	-
	スポーツ推進審議会	15	6	40.0	博多湾水産資源影響調査審議会 ※1		-	-	-
こども未来局	こども・子育て審議会	33	17	51.5	東区	東市民センター運営審議会	14	8	57.1
	小児慢性特定疾病審査会	6	3	50.0		東保健所運営協議会	20	10	50.0
	いじめ問題再調査委員会	4	2	50.0	博多区	博多市民センター運営審議会	15	8	53.3
福祉局	保健福祉審議会	35	12	34.3		博多保健所運営協議会	20	8	40.0
	民生委員推薦会	14	8	57.1	中央区	中央市民センター運営審議会	13	7	53.8
	医療扶助審議会 ※1	-	-	-		中央保健所運営協議会	20	11	55.0
	介護認定審査会	345	116	33.6	南区	南保健所運営協議会	20	7	35.0
	障がい者介護給付費等認定審査会	89	38	42.7	城南区	城南市民センター運営審議会	13	8	61.5
	障がい者等地域生活支援協議会	21	11	52.4		城南保健所運営協議会	20	7	35.0
	障がい者差別解消推進会議	26	11	44.0	早良区	早良市民センター運営審議会	14	9	64.3
	障がい者差別解消審査会 ※1	-	-	-		早良保健所運営協議会	20	8	40.0
	福岡市災害弔慰金等支給審査委員会 ※2	-	-	-	西区	西市民センター運営審議会	14	7	50.0
保健医療局	指定難病審査会	17	8	47.1		西保健所運営協議会	20	10	50.0
	感染症診査協議会	18	7	38.9	教育委員会	南市民センター運営審議会	13	7	53.8
	食育推進会議	28	12	42.9		福岡市立学校通学区域審議会	19	8	42.1
	精神医療審査会	22	7	31.8		福岡市立学校給食センター運営委員会	16	8	50.0
	国民健康保険運営協議会	20	8	40.0		福岡空港関係教育対策協議会 ※1	-	-	-
	病院事業運営審議会	14	5	35.7		福岡市教科用図書調査研究委員会	15	6	40.0
	地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会	5	1	20.0		福岡市社会教育委員	20	12	60.0
	環境局	環境審議会	27	7		25.9	福岡市総合図書館運営審議会	14	10
環境影響評価審査会	19	8	42.1	福岡市いじめ防止対策推進委員会		7	4	57.1	
経済観光文化局	貿易振興審議会 ※1	-	-	-					
	中小企業振興審議会	17	8	47.1					
	文化財保護審議会	14	4	28.6					
	美術館協議会	13	6	46.2					
	博物館協議会	14	6	42.9					
	屋台選定委員会	10	3	30.0					
40%を達成している審議会等の割合							68	45	66.2
計(68組織)							1,491	587	39.4

※1 直近3年間実績なし・・・11

※2 令和4年8月1日現在委員未選任・・・4

※3 開催予定なし・・・3

：女性の参画率40%未満

福岡市男女共同参画推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 本市の男女共同参画推進施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、福岡市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画推進施策の総合的な企画及び推進
- (2) 男女共同参画推進施策についての関係部局間の相互連絡調整
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は、別表1の委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 副会長は、市民局を所管する副市長をもって充てる。
- 5 会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、男女共同参画推進に関する施策について学識経験のある者に対し協議会の会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹 事 会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の円滑な運営を図るために必要な事項について調査協議する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事を置く。
- 4 幹事長は、市民局男女共同参画部長をもって充て、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事長は幹事会を総理する。
- 7 幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、幹事のうちからあらかじめ幹事長が指名した者が、その職務を代理する。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、市民局男女共同参画部男女共同参画課において行う。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

- | | | |
|---|---|-------------------------|
| 附 | 則 | この要綱は、昭和55年3月15日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、昭和62年5月9日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成元年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成3年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成5年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成6年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成7年1月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成7年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成8年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成10年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成15年7月24日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 |

附	則	この要綱は、	平成19年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成20年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成21年7月30日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成22年7月30日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成24年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成25年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成26年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成27年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成28年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成29年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成31年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、	令和3年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、	令和4年4月1日から施行する。

別表 1

市長	博多区長
副市長	中央区長
会計管理者	南区長
総務企画局長	城南区長
財政局長	早良区長
市民局長	西区長
こども未来局長	消防局長
福祉局長	水道事業管理者
保健医療局長	交通事業管理者
環境局長	教育長
経済観光文化局長	人事委員会事務局長
農林水産局長	監査事務局長
住宅都市局長	議会事務局長
道路下水道局長	市長室長
港湾空港局長	選挙管理委員会事務局長
東区長	農業委員会事務局長

別表 2

市長室広報戦略室長	住宅都市局住宅部長
総務企画局企画調整部長	道路下水道局総務部長
総務企画局国際部長	港湾空港局総務部長
総務企画局人事部長	東区総務部長
財政局財政部長	博多区総務部長
市民局コミュニティ推進部長	中央区総務部長
市民局生活安全部長	南区総務部長
市民局防災・危機管理部長	城南区総務部長
市民局男女共同参画部長	早良区総務部長
市民局人権部長	西区総務部長
こども未来局こども部長	消防局総務部長
こども未来局子育て支援部長	水道局総務部長
こども未来局こども総合相談センター所長	交通局総務部長
福祉局生活福祉部長	教育委員会総務部長
福祉局高齢社会部長	教育委員会職員部長
福祉局障がい者部長	教育委員会教育支援部長
保健医療局健康医療部長	教育委員会指導部長
環境局環境政策部長	教育委員会教育センター所長
経済観光文化局総務・中小企業部長	監査事務局次長
経済観光文化局創業・立地推進部長	議会事務局次長
農林水産局総務農林部長	
住宅都市局都市計画部長	